

千葉県報

定例
令和7年7月11日

主要目次

告示	道路区域の変更（二件）	一
〇	土砂災害警戒区域の指定（三件）	一
〇	土砂災害特別警戒区域の指定（三件）	一
公安委員会告示		
〇	警備員等の検定の実施（三件）	二
公告		
〇	大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要	二
監査委員公告		
〇	監査の結果に係る措置の内容の公表	二

告示

示

千葉県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和七年七月十一日から三週間、縦覧に供する。

令和七年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道

二 路線名 我孫子関宿線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
野田市瀬戸字 江川二四番二 地先から字金 久保六三二番 四地先まで	前	一〇・一六メートルから 一二・四九メートルまで	二九九・三六メートル
	後	一二・三一メートルから 二六・二〇メートルまで	二九九・三六メートル

千葉県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和七年七月十一日から三週間、縦覧に供する。

令和七年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道

二 路線名 野田牛久線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要
野田市瀬戸字 川原四八二番 一地先から字 池袋四四三番 一地先まで	前	一〇・一六メートルから 一二・四九メートルまで	二九九・三六メートル	二九 九・三六 メートル は、県道 我孫子関 宿線と重 用とな る。
	後	一二・三一メートルから 二六・二〇メートルまで	二九九・三六メートル	

千葉県告示第三百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西三里塚一	成田市西三里塚及び畑ヶ田並びに富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
川栗五	成田市川栗の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
川栗六	成田市川栗の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

第 1 4 0 5 7 号														千 葉 県		報		令和 7 年 7 月 11 日（金曜日）	
御料一	久能八	久能七	久能六	久能五	久能四	久能三	久能二	久能一	本城一	畑ケ田四	畑ケ田三	畑ケ田二	川栗一〇	川栗九	川栗八	川栗七			
富里市御料、根木名及び十倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市久能の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市久能の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市久能の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市久能の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市久能の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市久能の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市久能の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市久能の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市本城及び富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市畑ケ田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市畑ケ田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市畑ケ田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市川栗及び畑ケ田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市川栗の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市川栗の区域のうち、次の図面に示す区域				
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			
七栄二	七栄一	根木名一六	根木名一五	根木名一四	根木名一三	根木名一二	根木名一一	根木名一〇	根木名九	根木名八	根木名七	根木名六	根木名五	根木名四	根木名三	御料二			
富里市七栄及び根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市七栄の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市根木名及び大和の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市根木名及び御料の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市根木名及び大和並びに成田市西三里塚の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市御料及び根木名の区域のうち、次の図面に示す区域			
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			

中沢六	中沢五	中沢四	新橋三	新橋二	新橋一	高野一	十倉二	十倉一	大和七	大和六	大和五	大和四	大和三	大和二	大和一	七栄四	七栄三
富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市新橋の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市新橋の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市新橋の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市高野の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市十倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市十倉の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市七栄及び新橋の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市七栄の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山中二二	山中二一	山中二〇	山中一九	山中一八	南玉造一〇	牛尾一〇	牛尾九	牛尾八	新中沢一	中沢一三	中沢一二	中沢一一	中沢一〇	中沢九	中沢八	中沢七
山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町南玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町牛尾の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町牛尾の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町牛尾の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市新中沢及び中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢及び新橋の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢及び新中沢の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

第 1 4 0 5 7 号																千		葉		県		報		令和 7 年 7 月 11 日 (金曜日)	
小池一五	小池一四	小池一三	小池一二	小池一一	小池一〇	小池九	小池八	小池七	小池六	小池五	小池四	小池三	小池二	小池一	山中二六	山中二五	山中二四	山中二三							
山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域								
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊							
芝山四	芝山三	芝山二	山田九	山田八	山田七	山田六	高田九	高田八	高田七	新井田七	新井田六	新井田五	新井田四	新井田三	小池一七	小池一六	小池一五	小池一四							
山武郡芝山町芝山の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町芝山の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町芝山の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町高田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町高田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町高田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町新井田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町新井田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町新井田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町新井田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町新井田の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域							
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊							

新井田新田一		山武郡芝山町新井田新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
新井田新田二		山武郡芝山町新井田新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大台一八		山武郡芝山町大台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大台一九		山武郡芝山町大台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大台二〇		山武郡芝山町大台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大台二一		山武郡芝山町大台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
朝倉三		山武郡芝山町朝倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
殿部田六		山武郡芝山町殿部田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
殿部田七		山武郡芝山町殿部田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
殿部田八		山武郡芝山町殿部田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年七月十一日

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
戸崎八	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸崎九	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸崎一〇	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

戸崎一〇	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
根本一二	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
根本一一	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
根本一〇	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
根本九	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
根本八	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
根本七	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
根本六	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
根本五	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸崎一八	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸崎一七	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸崎一六	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸崎一五	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸崎一四	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸崎一三	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸崎一二	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
戸崎一一	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

根本一四	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三直五	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三直六	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三直七	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三直八	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三直九	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三直一〇	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三直一一	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三直一二	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
三直一三	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上一	君津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上二	君津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上新田一	君津市上新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大井四	君津市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大井五	君津市大井及び根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大井六	君津市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大井七	君津市大井及び大鷲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大井八	君津市大井及び木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

長石五	君津市長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長石六	君津市長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長石七	君津市長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長石八	君津市長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長石九	君津市長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長石一〇	君津市長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長石一一	君津市長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
内蓑輪一	君津市内蓑輪、法木作一丁目及び内蓑輪一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
内蓑輪二	君津市内蓑輪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八重原一	君津市八重原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八重原二	君津市八重原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
俵田一	君津市俵田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
俵田二	君津市俵田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
俵田三	君津市俵田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
俵田四	君津市俵田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
法木二	君津市法木及び長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
法木三	君津市法木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

法木四	君津市法木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
法木五	君津市法木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英五	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英六	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英七	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英八	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英九	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英一〇	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英一一	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英一二	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英一三	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英一四	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英一五	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英一七	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英一八	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英一九	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英二〇	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

豊英二一	君津市豊英及び旅名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
豊英二二	君津市豊英及び旅名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
旅名三	君津市旅名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
旅名四	君津市旅名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
旅名五	君津市旅名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
練木一	君津市練木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
練木二	君津市練木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
練木三	君津市練木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
練木四	君津市練木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
かずさ小糸一	君津市かずさ小糸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥米三	君津市奥米の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥米四	君津市奥米の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥米五	君津市奥米の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥米六	君津市奥米の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥米七	君津市奥米の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥米八	君津市奥米の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奥米九	君津市奥米の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

大鷲七	青柳一	小糸大谷一八	小糸大谷一七	小糸大谷一六	小糸大谷一五	小糸大谷一四	小糸大谷一三	小糸大谷一二	小糸大谷一一	寺沢四	寺沢三	寺沢二	寺沢一	岩出五	岩出四	岩出三	岩出二
君津市大鷲及び上の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市青柳の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市寺沢及び岩出の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市寺沢の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市寺沢の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市寺沢の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市岩出の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市岩出の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市岩出及び戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市岩出及び戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

箕輪一	末吉一	富田四	富田三	富田二	富田一	怒田沢九	怒田沢八	怒田沢七	大鷲新田四	大鷲新田三	大鷲新田二	大鷲新田一	大鷲一一	大鷲一〇	大鷲九	大鷲八
君津市箕輪の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市末吉の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市富田及び寺沢の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市富田及び向郷の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市富田の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市富田の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市怒田沢の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市怒田沢の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市怒田沢の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市大鷲新田及び木更津市上島田の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市大鷲新田の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市大鷲新田の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市大鷲新田の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市大鷲の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市大鷲の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市大鷲の区域のうち、次の図面に示す区域	君津市大鷲の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
観音一	香取市観音及び大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
観音二	香取市観音の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
観音三	香取市観音及び与倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山之辺一	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山之辺二	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山之辺三	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山之辺四	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山之辺五	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山之辺六	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山之辺七	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山之辺八	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
寺内一	香取市寺内及び鵠崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
寺内二	香取市寺内、堀之内及びみずほ台一	急傾斜地の崩壊

西坂一	香取市西坂及び西和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西坂二	香取市西坂及びみずほ台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西和田一	香取市西和田及び鵠崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西和田二	香取市西和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大戸一	香取市大戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大戸二	香取市大戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大戸三	香取市大戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大戸四	香取市大戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大戸五	香取市大戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大戸六	香取市大戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大戸七	香取市大戸及び山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大戸八	香取市大戸及び鳥羽の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大崎三	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大崎四	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大崎五	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大崎六	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大崎七	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

第 1 4 0 5 7 号				千 葉 県				報				令和 7 年 7 月 11 日（金曜日）				
大崎八	大崎九	大崎一〇	大崎一一	大崎一二	大崎一三	大崎一四	鴛崎一	牧野四	牧野五	牧野六	牧野七	牧野八	牧野九	牧野一〇	牧野一一	佐原イ九
に示す区域	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市鴛崎及び西和田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
佐原イ一〇	堀之内一	堀之内二	本矢作一	本矢作二	本矢作三	本矢作四	本矢作五	本矢作六	本矢作七	本矢作八	与倉一	与倉二	与倉三	与倉四	玉造七	西部田一
香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域	香取市堀之内、みずほ台一丁目及び西部田の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市堀之内の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市与倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市与倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市与倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市与倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市玉造及び山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市西部田及びみずほ台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

西部田二	香取市西部田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大根一	香取市大根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大根二	香取市大根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大根三	香取市大根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大根四	香取市大根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大根五	香取市大根、大崎及び牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大根六	香取市大根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長山一	香取市長山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長山二	香取市長山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鳥羽一	香取市鳥羽の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鳥羽二	香取市鳥羽の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
福田一	香取市福田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
福田二	香取市福田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
福田三	香取市福田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

千葉県告示第三百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和七年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び香取土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

久能六	富里市久能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久能七	富里市久能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久能八	富里市久能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
御料一	富里市御料、根木名及び十倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
御料二	富里市御料及び根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根木名三	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根木名四	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根木名五	富里市根木名及び大和並びに成田市西三里塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根木名六	富里市根木名及び御料の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根木名七	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根木名八	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根木名九	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根木名一〇	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根木名一一	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根木名一二	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根木名一三	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

根木名一五	富里市根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根木名一六	富里市根木名及び大和の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
七栄二	富里市七栄及び根木名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
七栄四	富里市七栄及び新橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大和三	富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大和四	富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大和五	富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大和六	富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大和七	富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
十倉一	富里市十倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
十倉二	富里市十倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
高野一	富里市高野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新橋一	富里市新橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新橋二	富里市新橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
新橋三	富里市新橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中沢四	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

山中一九	山中一八	南玉造一〇	牛尾一〇	牛尾九	牛尾八	新中沢一	中沢一三	中沢一二	中沢一一	中沢一〇	中沢九	中沢八	中沢七	中沢六	中沢五
山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町南玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町牛尾の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町牛尾の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡多古町牛尾の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市新中沢及び中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢及び新橋の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢及び新中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域	富里市中沢の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
小池一三	小池一二	小池一一	小池一〇	小池九	小池八	小池六	小池五	小原子九	山中二七	山中二六	山中二五	山中二四	山中二三	山中二二	山中二〇
山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小池の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町小原子の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域	山武郡芝山町山中の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

千葉県告示第三百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和七年七月十一日

千葉県知事

熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
戸崎八	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸崎九	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸崎一〇	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸崎一一	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸崎一二	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸崎一三	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸崎一四	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸崎一五	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸崎一六	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸崎一七	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
戸崎一八	君津市戸崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根本五	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

根本六	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根本七	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根本八	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根本九	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根本一〇	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根本一一	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根本一二	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根本一三	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根本一四	君津市根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三直五	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三直七	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三直八	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三直九	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三直一〇	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三直一一	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三直一二	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
三直一三	君津市三直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上一	君津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

上二	君津市上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上新田一	君津市上新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大井四	君津市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大井五	君津市大井及び根本の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大井六	君津市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大井七	君津市大井及び大鷲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大井八	君津市大井及び木更津市矢那の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長石五	君津市長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長石六	君津市長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長石七	君津市長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長石八	君津市長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長石九	君津市長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長石一〇	君津市長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長石一一	君津市長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
内蓑輪一	君津市内蓑輪、法木作一丁目及び内蓑輪一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

内蓑輪二	君津市内蓑輪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
八重原一	君津市八重原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
八重原二	君津市八重原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
俵田一	君津市俵田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
俵田二	君津市俵田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
俵田三	君津市俵田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
俵田四	君津市俵田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
法木二	君津市法木及び長石の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
法木三	君津市法木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
法木四	君津市法木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
法木五	君津市法木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
豊英五	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
豊英六	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
豊英七	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
豊英八	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
豊英九	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
豊英一〇	君津市豊英の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

[illegible]

寺沢四	次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
小糸大谷一	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
小糸大谷一二	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
小糸大谷一三	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
小糸大谷一四	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
小糸大谷一五	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
小糸大谷一六	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
小糸大谷一七	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
小糸大谷一八	君津市小糸大谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
青柳一	君津市青柳の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
大鷲七	君津市大鷲及び上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
大鷲八	君津市大鷲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
大鷲九	君津市大鷲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
大鷲一〇	君津市大鷲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
大鷲一一	君津市大鷲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお
大鷲新田一	君津市大鷲新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとお

大鷲新田二	君津市大鷲新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大鷲新田三	君津市大鷲新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大鷲新田四	君津市大鷲新田及び木更津市上鳥田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
怒田沢七	君津市怒田沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
怒田沢八	君津市怒田沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
怒田沢九	君津市怒田沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
富田一	君津市富田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
富田二	君津市富田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
富田三	君津市富田及び向郷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
富田四	君津市富田及び寺沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
末吉一	君津市末吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
箕輪一	君津市箕輪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和七年七月十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
観音一	香取市観音及び大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
観音二	香取市観音の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
観音三	香取市観音及び与倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山之辺一	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山之辺二	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山之辺三	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山之辺四	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山之辺五	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山之辺六	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山之辺七	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山之辺八	香取市山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
寺内一	香取市寺内及び鵜崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
寺内二	香取市寺内、堀之内及びみずほ台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

西坂一	香取市西坂及び西和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西坂二	香取市西坂及びみずほ台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西和田一	香取市西和田及び鵜崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西和田二	香取市西和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大戸一	香取市大戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大戸二	香取市大戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大戸三	香取市大戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大戸四	香取市大戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大戸五	香取市大戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大戸六	香取市大戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大戸七	香取市大戸及び山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大戸八	香取市大戸及び鳥羽の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大崎三	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大崎四	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大崎五	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

大崎六	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大崎七	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大崎八	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大崎九	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大崎一〇	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大崎一一	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大崎一二	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大崎一三	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大崎一四	香取市大崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鴫崎一	香取市鴫崎及び西和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
牧野四	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
牧野五	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
牧野六	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
牧野七	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
牧野八	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
牧野九	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
牧野一〇	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

牧野一一	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐原イ九	香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐原イ一〇	香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
堀之内一	香取市堀之内、みずほ台一丁目及び西部田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
堀之内二	香取市堀之内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
本矢作一	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
本矢作二	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
本矢作三	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
本矢作四	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
本矢作五	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
本矢作六	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
本矢作七	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
本矢作八	香取市本矢作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
与倉一	香取市与倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
与倉二	香取市与倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
与倉三	香取市与倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
与倉四	香取市与倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

玉造七	香取市玉造及び山之辺の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西部田一	香取市西部田及びみずほ台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
西部田二	香取市西部田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大根一	香取市大根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大根二	香取市大根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大根三	香取市大根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大根四	香取市大根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大根五	香取市大根、大崎及び牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大根六	香取市大根の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長山一	香取市長山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長山二	香取市長山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鳥羽一	香取市鳥羽の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鳥羽二	香取市鳥羽の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
福田一	香取市福田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
福田二	香取市福田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
福田三	香取市福田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び香取土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第26号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。

令和7年7月11日

千葉県公安委員長 飯田 浩子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第3号に規定する雑踏警備業務 1級

2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日

（1）学科試験

令和7年10月15日（水曜日）

（2）実技試験

令和7年11月29日（土曜日）

なお、学科試験の合格者数により、令和7年12月6日（土曜日）とすることができる。

3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所

（1）学科試験

千葉市中央区新田町4番22号 サンライスト7階

（2）実技試験

千葉市美浜区浜田二丁目1番 千葉運転免許センター

4 受検定員及び受検資格

（1）受検定員

10人

（2）受検資格

千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。）に係る警備業法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 千葉県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検申込手続等

111

令和7年7月11日（金曜日）	
千葉県	（1）受検申込手続 ア 申込方法 受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受検申込票受付期間等 令和7年9月1日（月曜日）から5日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで
	（2）受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。
	（3）検定申請手続等 ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 検定申請受付期間等 令和7年9月22日（月曜日）から26日（金曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）住所地を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面） （イ）4（2）アに該当する者は、合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面 （ウ）4（2）イに該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し （エ）写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） （4）検定手数料等 ア 検定手数料 13,000円 イ 納入方法
	現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、検定申請書提出時に納入すること。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。 6 問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110
	千葉県公安委員会告示第27号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 令和7年7月11日 千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子 1 検定に係る警備業務の種別及び級 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第3号に規定する雑踏警備業務 2級 2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 （1）学科試験 令和7年10月15日（水曜日） （2）実技試験 令和7年11月29日（土曜日） なお、学科試験の合格者数により、令和7年12月6日（土曜日）とすることがある。 3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所 （1）学科試験 千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階 （2）実技試験 千葉市美浜区浜田二丁目1番 千葉運転免許センター 4 受検定員及び受検資格 （1）受検定員 10人 （2）受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員 5 受検申込手続等 （1）受検申込手続 ア 申込方法 受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に

第 1 4 0 5 7 号	
属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。) を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受検申込票受付期間等 令和 7 年 9 月 1 日 (月曜日) から 5 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 4 時まで (2) 受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。 (3) 検定申請手続等 ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第 1 号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 検定申請受付期間等 令和 7 年 9 月 2 2 日 (月曜日) から 2 6 日 (金曜日) まで (千葉県の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第 1 号) 第 1 条に規定する県の休日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時まで ウ 添付書類 (ア) 住所地を疎明する書面 (千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面) (イ) 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3. 0 センチメートル、横の長さ 2. 4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) (4) 検定手数料等 ア 検定手数料 1 3, 0 0 0 円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、検定申請書提出時に納入すること。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。 6 問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話 0 4 3 (2 0 1) 0 1 1 0	警備業法 (昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号) 第 2 3 条第 1 項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 令和 7 年 7 月 1 1 日 千葉県公安委員長 飯 田 浩 子 1 検定に係る警備業務の種別及び級 警備員等の検定等に関する規則 (平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「規則」という。) 第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務 2 級 2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 (1) 学科試験 令和 7 年 1 0 月 1 5 日 (水曜日) (2) 実技試験 令和 7 年 1 1 月 2 9 日 (土曜日) 3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所 (1) 学科試験 千葉市中央区新田町 4 番 2 2 号 サンプライト 7 階 (2) 実技試験 千葉市美浜区浜田二丁目 1 番 千葉運転免許センター 4 受検定員及び受検資格 (1) 受検定員 2 0 人 (2) 受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員 5 受検申込手続等 (1) 受検申込手続 ア 申込方法 受検を希望する者 (以下「受検希望者」という。) は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地 (受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。) を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受検申込票受付期間等 令和 7 年 9 月 1 日 (月曜日) から 5 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 4 時まで (2) 受検者決定通知 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を

令和 7 年 7 月 11 日 (金曜日)

千

葉

県

警

千葉県公安委員会告示第 2 8 号

第14057号		千 葉 県		報 告		令和7年7月11日（金曜日）									
受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。 (3) 検定申請手続等 ア 検定申請手続 受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 検定申請受付期間等 令和7年9月22日（月曜日）から26日（金曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 (ア) 住所地を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面） (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） (4) 検定手数料等 ア 検定手数料 14,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、検定申請書提出時に納入すること。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。 6 問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110				船橋市浜町二丁目四番地七ほか 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井不動産株式会社 代表取締役 植田俊 東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号 三 意見の概要 多目的アリーナの開業により、当該地周辺が人や車で大変混雑している状態となっているため、施設完成後における周辺の交通状況を見極め、必要な対応策について検討していただきたい。											
大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、次のとおり船橋市から意見を聴取した。 なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課において、令和七年七月十一日から八月十二日まで縦覧に供する。 令和七年七月十一日 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 ららぽーとTOKYO―BAY 千葉県知事 熊谷 俊人				監 査 委 員 公 告 監査の結果に係る措置の内容の公表 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があつたので、当該措置の内容を別冊のとおり公表する。 令和七年七月十一日 <table><tr><td>千葉県監査委員</td><td>小 倉 明</td></tr><tr><td>千葉県監査委員</td><td>川 口 明 浩</td></tr><tr><td>千葉県監査委員</td><td>實 川 隆</td></tr><tr><td>千葉県監査委員</td><td>坂 下 しげき</td></tr></table>				千葉県監査委員	小 倉 明	千葉県監査委員	川 口 明 浩	千葉県監査委員	實 川 隆	千葉県監査委員	坂 下 しげき
千葉県監査委員	小 倉 明														
千葉県監査委員	川 口 明 浩														
千葉県監査委員	實 川 隆														
千葉県監査委員	坂 下 しげき														

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 九一円

発 行 者 千葉県中央区市場町一番一号 千 葉 県
購読申込先 〇四三（二二三）二六五八